

第2 盛岡市献血推進協議会

1 事業の目的

献血思想の普及及び献血推進のための組織化を図ることを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 献血思想の普及に関すること。
- (2) 献血推進のための組織化及び育成に関すること。
- (3) その他の献血制度の推進に関すること。

3 組織

市医師会ほか、関係諸団体から推薦を受けた者をもって組織する。

4 委員数 14名

○献血推進事業

保存血液の確保については、献血推進活動の中心である盛岡市保健推進員協議会をはじめ、事業所、学校等、各種団体の協力を得て、岩手県赤十字血液センターと連携し、献血の推進を図った。

	全血献血						成分献血		
	実績(200ml換算)			献血者数			目標 (人)	実績 (人)	達成率 (%)
	目標(本)	実績(本)	達成率(%)	400ml(人)	200ml(人)	計			
19	14,387	13,179	91.6	5,801	1,577	7,378	1,060	883	83.3
20	15,755	14,713	93.4	6,392	1,929	8,321	980	787	80.3
21	15,779	15,034	95.3	6,380	2,274	8,654	920	776	84.3
22	16,808	14,470	86.1	6,090	2,290	8,380	630	594	94.3
23	17,501	15,321	87.5	6,151	3,019	9,170	324	302	93.2
24	18,159	14,071	77.5	5,556	2,959	8,515	198	181	91.4

盛岡市献血推進協議会規約

昭和57年7月22日 総会決議

改正 昭和58年10月11日

改正 昭和63年5月31日

改正 平成9年4月1日

改正 平成17年4月1日

改正 平成19年4月1日

改正 平成20年4月1日

改正 平成21年4月1日

改正 平成24年4月1日

(名称及び事務所)

第1条 この会は、盛岡市献血推進協議会と称し、盛岡市保健所内に置く。

(組織)

第2条 この会は、会長が認める別表の各種団体から推薦を受けた者をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(目的)

第3条 この会は、献血思想の普及及び献血推進のための組織化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 献血思想の普及に関すること。
- (2) 献血推進のための組織化及び組織の育成に関すること。
- (3) その他献血制度の推進に関すること。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 役員は、委員の中から総会において選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

また、役員は、任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げないものとする。

4 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、この会の会計を監査し、総会に報告する。

(会議)

第6条 この会の会議は、会長が必要のつど総会を開催するものとする。

(事務局)

第7条 この会に、事務局長1人及び幹事若干人を置く。

2 事務局長には、保健所企画総務課長の職にある者をもってこれに充て、幹事は、保健所職員の中から、会長がこれを委嘱する。

3 事務局長は、会長の命を受け、この会の事務を掌理する。

4 幹事は、この会の業務に従事する。

(会計)

第8条 この会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金)

第10条 献血事業推進に協力のあった献血協力会その他の団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、この会の会務の執行に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規約は、昭和57年7月22日から施行する。

2 盛岡市献血推進協議会規約（昭和49年3月25日決定）は、廃止する。

附 則

この規約は、昭和58年10月11日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和63年5月31日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成9年7月15日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年7月7日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年7月11日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年7月9日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成21年7月8日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年6月20日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成24年4月1日から適用する。

別 表

盛岡市医師会	盛岡市町内会連合会
盛岡市歯科医師会	玉山区自治会連絡協議会
盛岡薬剤師会	盛岡市社会福祉協議会
盛岡商工会議所	盛岡市民生児童委員連絡協議会
盛岡青年会議所	盛岡市地域女性団体協議会
盛岡交通安全協会	明るい社会づくり もりおか
盛岡市保健推進員協議会	日本赤十字社岩手県支部盛岡市地区

盛岡市献血推進協議会委員

(任期：平成25年4月1日～平成27年3月31日)

委員名	構成団体名	所属の職名	備考
二宮 由香里	盛岡市医師会	理事	
金子 良司	盛岡市歯科医師会	副会長	
上舘 伸子	盛岡薬剤師会	常務理事	
佐藤 万寿美	盛岡商工会議所	女性会 総務委員	
平野 順子	盛岡青年会議所	副理事長	
諏訪 恵子	盛岡交通安全協会	総務主任	監事
伊藤 節子	盛岡市保健推進員協議会	会長	会長
下上 マツ子	盛岡市町内会連合会	理事	監事
廣内 久行	玉山区自治会連絡協議会	副会長	
大志田 和彦	盛岡市社会福祉協議会	事務局長	副会長
田村 命保	盛岡市民生児童委員連絡協議会	副会長	
石橋 タキ	盛岡市地域女性団体協議会	理事	
清沢 工子	明るい社会づくり もりおか	事務局	
兼田 英典	日本赤十字社岩手県支部盛岡市地区	参与	